

農林水産物の出荷等の禁止に関する Q & A

1 農林水産物の出荷等の禁止の対象

Q 1-1 どのような場合に農林水産物が「出荷等の禁止」となるのですか。

(A 1-1)

都道府県等が行う収去検査等により、次の本県産農林水産物が確認された場合です。

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 11 条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合
- ・薬事法第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合
- ・食品衛生法第 11 条第 1 項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が同条第 3 項に規定する量を超えて残留する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）

上記のように条例に違反していることが判明した場合、違反した農林水産物と同一ロットの農林水産物は出荷及び販売禁止となります。

Q 1-2 どのような生産者が「出荷等の禁止」の対象になるのですか。

(A 1-2)

「出荷等の禁止」の対象となる生産者とは、農林水産物を生産し、または採取する者及びこれらの者で構成される団体で、かつ、茨城県内に事務所その他事業の用に供する施設又は場所を有する者です。

Q 1-3 「出荷又は販売してはならない」とは、具体的にどのようなことですか。

(A 1-3)

生産者が、条例第 17 条の違反事項に該当することが判明した農林水産物及び同一ロットの農林水産物を、集荷団体や市場に売り渡すこと、又は、消費者に直接売り渡すことが禁止されます。

2 立入検査・勧告・公表・命令・罰則

Q 2-1 「立入検査等」を受けるのは、どのような場合ですか。

(A 2-1)

「出荷等の禁止」の実効性を担保する観点から、生産者が条例第 17 条の規定に違反して農林水産物を出荷又は販売したときなど、生産者の違反事実を確認する場合などに立入検査等を実施します。

立入検査や物件の提出を拒否、妨害、忌避したときは、罰則が課せられます。

Q 2-2 「勧告」を受けるのは、どのような場合ですか。

(A 2-2)

条例第 17 条の規定に違反して農林水産物を出荷又は販売したとき、知事は、生産者に対し、必要な措置を勧告するとともに、その内容を公表することができます。

Q 2 - 3 「勧告」を受けた時は、どうすればよいですか。

(A 2 - 3)

勧告書に従って、記載された措置をできる限り早急に実施してください。

Q 2 - 4 「勧告」に従わないと、どうなりますか。

(A 2 - 4)

正当な理由なく勧告に従わない場合、知事は、当該措置を命じることができます。この命令に従わない場合、罰則が課せられます。

Q 2 - 5 「罰則」は、どういう場合に課せられるのですか。

(A 2 - 5)

措置命令に従わなかった場合や、立入検査や物件の提出を拒否、妨害、忌避したときに罰則が課せられます。